

一般競争入札の実施について（長期継続契約）

市川市長 田中 甲

下記の契約について入札を実施しますので公告します。本入札は、電子入札システム（ちば電子調達システム）により行います。本入札に参加するに当たり、「市川市業務委託等電子入札実施要領」を遵守して下さい。

※この案件は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 4 条の 3、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 1 7、市川市長期継続契約を締結することができる契約に関する条例（平成 1 7 年条例第 4 6 号）、その他法令に基づく長期継続契約とします。

記

1. 件名 （長期継続契約）令和 8 年度導入券面プリンタ等関連機器賃貸借（R 9 年 1 月入替分）
2. 物件設置場所 市川市八幡 1 丁目 1 番 1 号 市川市市民部市民課 外 5 箇所
3. 賃貸借期間 令和 9 年 1 月 1 日から令和 1 3 年 1 2 月 3 1 日まで（6 0 ヶ月）
4. 賃貸借物件納入期限 令和 8 年 1 2 月 4 日
5. 賃貸借物件 別紙仕様書のとおり
6. 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
入札参加申請日（以下「申請日」という。）現在において、以下の要件を満たすものとする。
（1）市川市入札参加業者適格者名簿（物品）の大分類「リース」に登録している者
（2）地方自治法施行令第 1 6 7 条の 4 の規定に該当する者のほか、次の各号のいずれかに該当する者は、入札に参加できないものとする
ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから 2 年間を経過しない者又は本件の入札執行日前 6 か月以内に手形、小切手を不渡りした者
イ 会社更生法の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続き開始決定がなされていない者
ウ 民事再生法の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続き開始決定がなされていない者
エ この公告日から入札執行日までの間において、市川市から競争参加資格停止又は競争参加資格除外の措置を受けている者
オ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国の調達事案に関し排除要請があり、当該状態が継続している者
カ 中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）第 3 条各号に規定する中小企業等協同組合にあたるもの（以下「組合」という。）が入札参加申請をした場合における当該組合の理事が所属する他の法人若しくは個人
キ 入札に参加しようとする者との間に「特定関係にある会社同士の入札参加制限基準」に規定する資本関係又は人的関係がある者
ク 市川市建設工事等請負業者等競争参加資格停止基準（昭和 5 0 年 1 2 月 1 3 日施行）別

表第1及び別表第2に掲げる措置要件のいずれかに該当する事実の発生が判明し、当該事実により適正な契約履行の確保が困難となるおそれがあると認められる者

7. 入札参加申請及び資格の確認

入札に参加を希望する者は、次のとおり申請をし、入札参加資格の確認を受けなければならない。

- (1) 申請期間 令和8年10月15日（木）から令和8年10月21日（水）正午まで
- (2) 申請方法 電子入札システムにより申請すること。
(https://chibaepportal.supercals.jp/vendor_portal_index)
- (3) 提出書類
 - ア 電子入札システムによる申請
競争参加資格確認申請書
 - イ 電子入札システムによる添付
誓約書（市指定用紙）
下記11(2)アまたはイのいずれかに該当する場合は、履行実績を証明する書類の写し（契約書の写し等）
 - ウ 協同組合が申請するときは、当該協同組合の定款（写し）及び組合員・組合役員が記載された「事業協同組合・役員・組合員名簿」（指定用紙）を提出すること（中小企業等協同組合法に定める協同組合でない法人は、提出不要。）。また、協同組合が申請した場合において、申請日から入札の執行の日までの間に、新たに当該協同組合の理事会の構成員となった者がいる場合は、当該協同組合の理事会の構成員の入札参加資格は無効となるので、申請日以降に定款又は「事業協同組合・役員・組合員名簿」に変更がある場合は、直ちに情報管理部情報管理課に申し出をし、指示された書類を提出すること。
 - エ 有限責任事業組合（LLP）が申請するときは、当該有限責任事業組合契約の契約書（写し）を提出すること。また、有限責任事業組合（LLP）が申請した場合において、申請日から入札の執行の日までの間に、当該有限責任事業組合の契約に変更がある場合は、直ちに情報管理部情報管理課に申し出をし、指示された書類を提出すること。
 - オ 市川市入札参加業者適格者名簿（物品）において、「特定関係にある会社同士の入札参加制限基準」に規定する資本関係又は人的関係がある者に該当する他の名簿登載者がいる場合は、特定関係調書（指定用紙）

ただし、書類の添付が電子入札システムにより難しい場合は、持参すること。

（添付ファイルは、できる限り1つのPDFファイルにまとめること。）

※市指定用紙は入札情報サービスからダウンロードすること。

(4) 入札参加資格の有無

電子入札システムにより競争参加資格確認通知書を令和8年10月23日（金）午後5時までに通知する。

8. 質疑について

- (1) 入札に関して質疑がある場合は、市指定の質疑書に質疑内容を記入のうえ、市川市情報管理部情報管課へ電子メールで提出すること。提出が確認された場合は提出に対しての受領メールを送信する。受領メールがない場合は、質疑が提出されていないものとして取扱うものとする。なお、質疑がない場合は提出しないものとする。

（質疑書は入札情報サービスからダウンロードすること。）

ア 質疑提出期間 7.(1)の申請期間と同期間（ただし、最終日は正午まで）

イ 質疑提出用 電子メールアドレス (joho-kanri@city.ichikawa.lg.jp)

ウ 質疑回答日 7.(4)に規定する競争参加資格確認通知書の通知期限と同日時

- (2) 質疑者に対する回答は入札情報サービスに掲載し、質疑がない場合でもその旨掲載する。

9. 入札期間

日時 令和8年10月27日（火）午前9時00分から
令和8年10月28日（水）午後5時00分まで

10. 開札日時及び場所

- (1) 日時 令和8年10月29日（木）午前10時00分から
- (2) 場所 市川市南八幡4丁目2番5号 いちかわ情報プラザ
- (3) 立会人 開札の立会いを希望する場合は、開札日の前日（閉庁日を除く）の午後5時までに、情報管理部情報管理課へ連絡すること。

11. 入札保証金

- (1) 入札に参加する者の見積もる入札金額（月額）に消費税及び地方消費税相当額を加えた額に3（3ヶ月分）を乗じた額の100分の5以上の入札保証金を開札前に納めなければならない。なお、市川市財務規則第101条第2項各号に該当するときは、入札保証金の納付に代えることができるものとする。

ただし、入札に参加する者が保険会社との間に本市を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、下記提出期間内に当該保証保険証券を本市へ提出することで入札保証金の納付を免除するものとする。この場合の保証期間は開札日から1か月後（起算日は開札日）までとする。

ア 入札保証金の納付等に係る書類の提出期間 競争参加資格確認通知書受領時から開札日の前営業日午後5時まで

イ 場所及び方法 市川市情報管理部情報管理課へ持参により提出すること。

ウ 注意事項 入札保証金を現金で納める場合に提出する「入札保証金の納付等に係る書類」は領収書の写しとする。なお、入札保証金の納付書は、市川市管財部契約課に連絡の上、発行手続きを行うこと。

- (2) 前項の規定に係わらず、入札に参加する者がこの公告日から過去2年間に本市参加資格停止を受けていない者で、次の各号のいずれかに該当するときは、入札保証金を免除とするものとする。なお、実績として認められる契約は完了している契約（長期継続契約等の複数年度に亘る契約については、契約期間中であっても、この公告日において既に1年度分以上の契約が誠実に履行済であれば実績として取扱う。）に限る。

ア 令和6年4月1日から申請日までに、本市と物品にかかる契約を誠実に履行した実績を1回以上有する者

イ 過去2年間に、国又は他の地方公共団体と種類及び規模を同じくする契約を2回以上にわたって誠実に履行した実績を有する者

12. 支払条件

- (1) 前金払 無
- (2) 部分払 無
- (3) 概算払 無
- (4) その他 支払時期は、各年度が終了した後に賃貸人から適切な支払請求を受けた日から30日以内に支払うものとする。ただし、各年度の支払金額は契約書に定める各年度の年額を上限とする。

13. 内訳書の提出 有

（市指定の内訳書を入札時に提出すること。提出がない場合は入札が無効となる。再度の入札においても同様とする。）

※項目ごとに見積もり金額を積み上げた積算内訳とともに、契約期間中における各年度の金額の予定も必ず記入した内訳書を提出すること。

14. 入札金額の入力方法

- (1) 入札金額は月額の税抜き額を入力するものであって、契約期間全体の総額ではないので注意すること。
- (2) 入札金額は、次年度以降に支払う金額の根拠となるので、変更が生じないように月額を精査して入力すること。
- (3) 落札決定に当たっては、入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額（賃借料の月額）の110分の100に相当する金額を入力すること。

15. その他の入札必要事項

- (1) 入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した内訳書を提出すること。
- (2) 内訳書は電子入札システムに添付し提出すること。その際は、市指定の内訳書を提出すること。（再度の入札においても同様とする。）
- (3) 一旦提出した入札書の書換え、引換え、又は撤回をすることはできない。
- (4) 予定価格以内最低価格の入札をした者を落札者とする。
- (5) 予定価格以内の入札をした者がいないときは、再度の入札を1回だけ行う。競争参加資格確認通知書の交付を受けた者が1人である場合又は再度の入札者が1人となった場合においても同様とする。
- (6) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子くじにより落札者を決定する。

16. 入札の取りやめ等

- (1) 入札参加者が連合し又は不穩の行動をなす等の場合において入札を公正に執行することができないと認められるとき又は本市の都合により、入札を延期し若しくは取りやめる場合がある。この場合において、入札参加者は異議を申し立てることができない。
- (2) 電子入札システムの障害等により、電子入札の執行ができないことが判明したときは、入札の執行の延期又は紙入札への移行など運用の変更を行うものとする。

17. 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。また、無効の入札をした者は、再度の入札には参加できない。

- (1) 虚偽又は現況と異なる記載による入札参加申請を行い、入札参加資格を得た者による入札
- (2) 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- (3) 必要事項を欠く入札
- (4) 明らかに連合によると認められる入札
- (5) 電子証明書を不正に使用した入札
- (6) 内訳書の提出がない入札又は内訳書に不備がある入札
- (7) 紙入札への移行後における、金額を訂正した入札及び記名押印を欠く入札
- (8) その他入札に関する条件に違反した入札

18. 契約の方法

入札金額（月額）に消費税及び地方消費税を加えた額での契約とする。

19. 契約保証金

長期継続契約は、契約の履行の確保を確実にしめる必要があることから、契約書記載の賃

借料の月額に12を乗じた金額の100分の10以上の額（現金又は市が定めた有価証券）を契約締結日以前に納付するものとする。ただし、市川市財務規則第117条第4項第1号から第3号のいずれかに該当するときは、これを免除する。

※履行保証保険に加入する場合は、「保証（保険）期間」は、契約締結日から賃貸借期間満了日までとする。賃貸借期間の開始日からではないことに留意すること。

※連帯保証人は、契約予定者と同等の能力を有し、かつ、契約に必要な資格を有するものとする。ただし、当該入札に参加した者又は契約予定者と資本提携関係等を有するものを連帯保証人とすることはできない。

20. 契約条件等

（1）落札者は、落札決定後速やかに契約締結すること。

なお、本件は電子契約サービスを用いた電子契約の対象案件である。電子契約を希望する場合は、落札決定後に「電子契約利用申出書」に必要事項を記載のうえ、情報管理部情報管理課へ電子メールで提出すること。

（2）落札者は、落札によって得た権利義務を、第三者に譲渡してはならない。

（3）契約金額は、電子入札にて入札した金額（税抜）に消費税及び地方消費税相当額を加えた額（1円未満は切り捨て）とする。

（4）落札決定後契約締結までの間に、落札者が6. に規定する競争入札参加資格を満たさなくなった場合又は落札者の入札が17. に規定する入札の無効に該当することが判明した場合は、契約を締結しないことができるものとする。

21. 条件付の解除事項

法令に基づく長期継続契約は、翌年度以降の債務を負担することなく長期の契約を締結できるものであることから、予算が保証されているわけではないので、契約書には「翌年度以降における歳入歳出予算の金額について減額又は削除があった場合には、当該契約を解除又は変更する」旨の条項を盛り込むものとする。

22. その他

（1）提出された入札参加資格確認資料は返却しない。

（2）電子入札システムに使用するICカードは、有効期限内のものを使用すること。開札時に有効期限を過ぎているICカードを使用した入札については、失格とする。

（3）入札参加業者適格者名簿の記載事項（代表者名、所在地等）に変更が生じた場合は、必要な変更手続きが完了するまでは、事前に紙入札への移行手続きを行うこと。詳細は「市川市業務委託等電子入札実施要領及び市川市事後審査型一般競争入札実施要領に係る紙入札移行の運用基準」によるものとする。

23. 問い合わせ先

市川市 情報管理部 情報管理課 電話 047-321-6142